

○香川県公安委員会・香川県警察本部長における行政文書公開手数料減免事務取扱要領の
制定について

(令和8年4月1日付け香総務第28号)

香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）に基づく香川県公安委員会及び香川県警察本部長が行う行政文書の公開の手数料の減免に係る事務については、「香川県公安委員会・香川県警察本部長における行政文書公開手数料減免事務取扱要領」（令和3年12月14日付け例規香企画第282号。以下「旧例規」という。）に基づき取り扱ってきたところであるが、この度、企画課の廃止に伴う所要の見直しを行い、別添のとおり「香川県公安委員会・香川県警察本部長における行政文書公開手数料減免事務取扱要領」を定め、令和8年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、廃止する。

別添

香川県公安委員会・香川県警察本部長における行政文書公開手数料減免事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）第17条第1項ただし書の規定による手数料の減免についての事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 手数料の減免申請書の受付

1 減免申請の方法

(1) 相談及び案内

行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）の相談があった場合には、公開請求の受付と併せ、手数料の減免申請手続について説明するものとする。

(2) 減免申請の手続

行政文書の公開の手数料の減免を受けようとするもの（以下「申請者」という。）に対しては、行政文書の公開を受ける時までに、別記様式第1号の行政文書公開手数料減免申請書（以下「減免申請書」という。）を提出するよう教示するものとする。

なお、減免申請は、持参、郵便若しくは信書便による送付、ファクシミリ装置を利用しての送信による提出又はかがわ電子自治体システムを利用した電子申請（香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第3条の規定による申請等をいう。）により行うものとし、電話、口頭又は電子メールによる減免申請は認めないものとする。

ファクシミリ装置を利用する場合にあつては、申請者に対し、誤送信防止の注意を喚起するとともに、情報公開専用のファクシミリ番号（087-833-0136）を教示すること。

(3) 減免申請書の提出期限及び提出先

減免申請書の提出の期限は、本来、行政文書の公開を受ける時までであるが、情報公開事務の円滑な実施を図るため、香川県情報公開条例施行規則（平成14年香川県公安委員会規則第3号）第3条又は香川県情報公開条例施行規程（平成14年香川県警察本部告示第2号）第3条に規定する行政文書公開請求書（以下「公開請求書」という。）の提出と同時に減免申請書の提出を求めるものとする。

また、提出先は、公開請求書の場合と同様、情報公開・個人情報開示窓口の運営に関する訓令（平成14年香川県警察本部訓令第5号）第2条に規定する香川県公安委員会・香川県警察情報公開コーナーとし、警務部総務課（以下「総務課」という。）の職員が取り扱うものとする。

2 減免申請書の受付手続

(1) 申請書の記載事項の確認

ア 「住所・氏名・電話番号」欄は、公開請求書の記載と一致していること。ただし、押印は、要しない。

イ 「公開請求に係る行政文書の内容等」欄は、請求をする行政文書の全てについて減免申請があった場合には、公開請求書の記載と一致していること。一致していない場合には、申請者に対し、減免申請の範囲を確認すること。

また、公開されない行政文書については、手数料の納付が必要ないことを説明すること。

ウ 「手数料の減免を申請する理由」欄は、減免基準に該当するかどうかの判断根拠となるものであるから、請求をする行政文書の内容との関係が分かるように請求の目的、利害関係の内容等の具体的な記入を求めること。

エ 香川県情報公開条例施行規則（平成12年香川県規則第148号。以下「県規則」という。）第12条第1項後段の規定により減免を受けようとする理由を証する書類の提出を求めるときは、申請書の記載事項、申請者からの聴き取り等で判断できないような場合等その必要があると認められる場合に限ること。

(2) 申請者への説明

減免申請書の受付に当たっては、次の事項について、申請者に説明を行うものとする。

ア 減免申請に対する承認・不承認の決定は、行政文書を公開する場合に行うものであり、当該決定の通知は、行政文書の公開決定通知と同時又はその後になること。

イ 行政文書を公開しない旨決定した場合（香川県情報公開条例第10条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）において、公開されない行政文書が減免申請の対象外とされているときには、承認・不承認の決定は、通知しないこと。

第3 手数料減免の承認・不承認の決定

1 受付後の減免申請書の取扱い

(1) 減免申請書の受付等

減免申請書を受け付けた場合は、減免申請書の原本を保管するとともに、減免申請書の写しを作成して、当該写しを知事部局の広聴広報課県民室（以下「県民室」という。）に送付するものとする。

(2) 行政文書の公開をしない場合の取扱い

減免申請書では、「公開又は一部公開される行政文書について減免申請する」旨を様式上明示しており、事務処理は不要である。

2 減免の承認・不承認決定の事務

(1) 減免申請の内容の検討

警務部総務課長は、減免申請の理由が県規則第11条第1項に定める場合に該当するかどうかを検討の上、承認又は不承認の決定を行うものとする。

(2) 減免の決定通知書の記入要領

減免申請に対する決定の通知は、別記様式第2号の行政文書公開手数料減免承認通知書又は別記様式第3号の行政文書公開手数料減免不承認通知書（以下「減免承認等通知書」という。）により行うものとする。

この場合において行政文書公開手数料減免不承認通知書により通知を行うときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求が可能である旨及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく訴訟の訴えが可能である旨を欄外に記載すること。

(3) 減免の決定通知書の送付

警務部総務課長は、承認・不承認の決定を行ったときは、速やかに、減免承認等通知書を行政文書の公開の決定通知書と併せて申請者に送付するとともに、当該減免承認等通知書の写しを県民室に送付するものとする。

(4) 即日公開の場合の取扱い

(3)の規定にかかわらず、請求書が提出された日に行政文書の全部を公開する場合において、手数料の減免を承認するときには、口頭により通知することができる。

第4 手数料の減免基準

1 減免の基準

手数料は、県規則第11条第1項に該当する次の場合に減免するものとする。

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者又は天災その他の災害により生活に困窮していると認められる者からの行政文書の公開請求であって、営利を目的としないものである場合

2 減免の内容

1に該当すると認めるときは、当該行政文書の公開に係る手数料を免除するものとする。

第5 苦情の申出があった場合の取扱い

1 苦情の申出の方法

手数料の減免に関する苦情の申出は、別記様式第4号の苦情の申出書によるものとし、総務課の職員が取り扱うものとする。また、苦情の申出書の宛名及び提出先は、減免申請書及び公開請求書と同一とする。

2 苦情の申出に対する回答

苦情の申出に対する回答は、別記様式第5号の苦情の申出に対する回答書により苦情の申出者に対し行うものとする。

なお、回答に当たっては、香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）へ意見を聴く必要があると認められる場合は、速やかに審議依頼の手続きを行い、審査会からの意見を尊重して回答を行うものとする。

3 審査会への審議依頼

審査会への審議依頼の手続きは、別記様式第6号の手数料の減免に関する苦情の処理

について、必要な書類を添付して行うものとする。

第6 審査請求があった場合の取扱い

1 審査請求書の受付

手数料の減免に関する処分について、審査請求があった場合は、警務部監察課で受付の上、その写しを総務課及び県民室（総務課経由による。）に送付するものとする。

2 審査請求の審理の事務

審査請求の審理の事務については、香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則(平成28年香川県公安委員会規則第3号)第3条に規定する審理官（以下「審理官」という。）が補佐するものとする。この場合において、手数料の減免申請に対する不承認は公開決定等に含まれないため、当該処分に対して審査請求がなされても、審査会への諮問等を行わないものとする。

審理官は、公安委員会の審査請求に対する裁決の決裁を受けたときは、審査請求人に裁決書の謄本を送付するとともに、県民室（総務課経由による。）にその写しを送付するものとする。

行政文書公開手数料減免申請書

年 月 日

実施機関名 殿

申請者 住所

(〒)

氏名

(団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

年 月 日付けで行った行政文書の公開請求に関し、その全部又は一部が
公開される行政文書について、香川県情報公開条例第17条第1項ただし書の規定による
手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

公開請求に係る行政文書 の内容等	
手数料の減免を申請する 理由 (請求の目的、利害関係 の内容等について具体的 に記入してください。)	<input type="checkbox"/> 生活保護法の規定による保護を受けている。 <input type="checkbox"/> 天災その他の災害により生活に困窮している。
備 考	

※ 事務担当課	
※ 受付年月日	年 月 日

注 1 □については、該当するものに「レ」を記入してください。

2 ※欄は、記入しないでください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3関係）

行政文書公開手数料減免承認通知書

年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けで申請のありました行政文書の公開に係る手数料の減免については、次のとおり承認します。

手数料の減免の承認に係る行政文書	
減 免 す る 内 容	
事 務 担 当 課	電話番号（ ） ー

- 注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第3関係）

行政文書公開手数料減免不承認通知書

年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けで申請のありました行政文書の公開に係る手数料の減免については、次の理由により承認できませんので通知します。

手数料の減免申請に係る 行政文書	
不 承 認 の 理 由	
事 務 担 当 課	電話番号（ ） -

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

苦情の申出書

年 月 日

実施機関名 殿

住 所
(〒)

氏 名

(団体にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

行政文書の公開の手数料の減免について、次のとおり苦情の申出をします。

苦情の申出の趣旨	
苦情の申出の理由	
添付書類	
その他参考となる事項	

※ 事務担当課	
※ 受付年月日	年 月 日

- 注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第5関係）

苦情の申出に対する回答書

年 月 日

様

実施機関名

年 月 日付けで申出のありました行政文書の公開の手数料の減免に関する苦情の申出については、次のとおり回答します。

苦 情 の 申 出 の 趣 旨	
苦情の申出に対する回答	
事 務 担 当 課	電話番号（ ） ー

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

年 月 日

香川県情報公開審査会
会長 殿

実施機関名

手数料の減免に関する苦情の処理について

このことについて、香川県情報公開条例第17条第4項の規定に基づき、貴審査会の意見をいただきたいので、次の事案についてご審議くださるようお願いいたします。

記

- 1 苦情の申出があった行政文書の名称及び減免を求める理由

- 2 関係書類
 - (1) 苦情の申出書の写し
 - (2) 行政文書公開手数料減免申請書の写し
 - (3) 行政文書公開手数料減免不承認通知書の写し
 - (4) 苦情の申出に係る経過説明書